

2025年 1 月 29 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 1， 2 号機に係る廃止措置計画変更認可申請を行いました

— 第 2 段階（原子炉周辺設備等解体撤去期間）に実施する作業計画等を反映 —

当社は、玄海原子力発電所 1， 2 号機について、原子力規制委員会に認可いただいた廃止措置計画に基づき、廃止措置を 4 段階^{※1}に分けて実施しており、これまで第 1 段階として汚染のない 2 次系設備の解体撤去や放射性物質による汚染状況の調査^{※2}を進めてまいりました。

これまでに実施した汚染状況の調査結果等を踏まえ、本日、第 2 段階（原子炉周辺設備等解体撤去期間）に実施する、放射能が比較的低い 1 次系設備の解体撤去の具体的な作業計画等を反映した廃止措置計画変更認可申請書を同委員会へ提出しました。なお、今回の申請に伴う、廃止措置工程の変更はありません。

また、本件について、安全協定に基づく事前了解願いを佐賀県及び玄海町に提出しました。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、引き続き、安全確保を最優先に廃止措置作業を着実に進めてまいります。

※ 1 [廃止措置工程の区分]

- | | |
|--------------------------|--|
| ・ 第 1 段階(解体工事準備期間) | 2017年度～2025年度(約 9 年間) 【 1 号機】
2020年度～2025年度(約 6 年間) 【 2 号機】 |
| ・ 第 2 段階(原子炉周辺設備等解体撤去期間) | 2026年度～2040年度(約 15 年間) 【 1， 2 号機】 |
| ・ 第 3 段階(原子炉等解体撤去期間) | 2041年度～2047年度(約 7 年間) 【 1， 2 号機】 |
| ・ 第 4 段階(建屋等解体撤去期間) | 2048年度～2054年度(約 7 年間) 【 1， 2 号機】 |

※ 2 安全に解体するための具体的な方法の検討等のため、原子炉格納容器及び原子炉補助建屋内の廃止措置対象設備に関して、放射性物質の種類及び放射能濃度分布を評価

以 上



「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。